

公示送達について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、当該文書は、市民部収納課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 11 日

立川市長 酒 井 大 史

1

(1) 送達すべき書類 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づき交付する文書

(2) 書類送達した文書の文書番号及び氏名又は名称

文書番号 令和 8 年度立市収徴第 223 号

氏名又は名称 ALNAKHLI HUSSAIN RAJA J

2

(1) 送達すべき書類 国税徴収法第 54 条の規定に基づき交付する文書

(2) 書類送達した文書の文書番号及び氏名又は名称

文書番号 令和 8 年度立市収徴第 580 号

氏名又は名称 KHOTAMOV NAVRUZ

3

(1) 送達すべき書類 国税徴収法第 80 条第 2 項の規定に基づき交付する文書

(2) 書類送達した文書の文書番号及び氏名又は名称

文書番号 令和 8 年度立市収徴第 916 号

氏名又は名称 早川 克哉